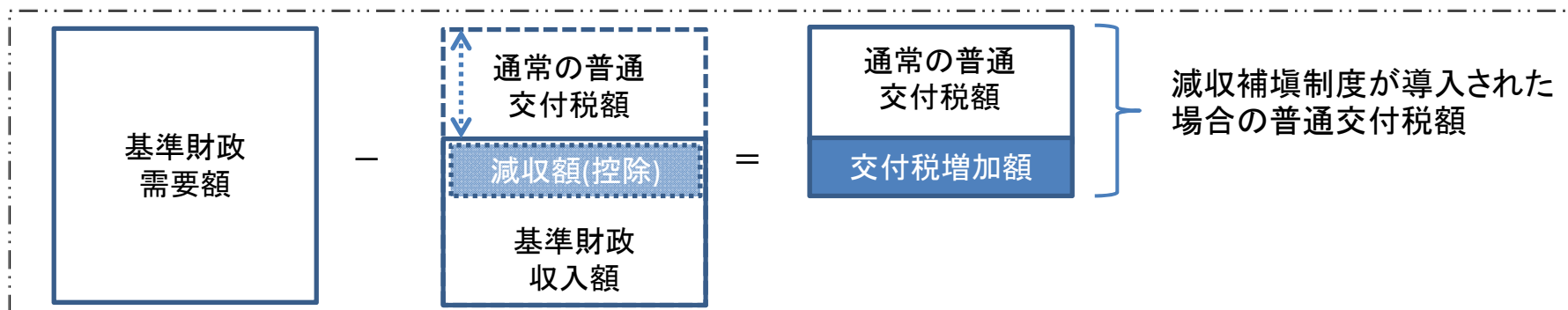


減収補填制度について

減収補填制度の概要

- 基準財政収入額の算定にあたり、地方税法第6条により地方団体が任意で課税免除・不均一課税をした場合の減収については考慮しない(減収を補填しない)ことが原則。
- 個別立法に基づき、企業立地等により地域振興等を図るため、地方団体が課税免除・不均一課税をした場合の減収については、基準財政収入額から控除することにより、当該減収を交付税で補填。

[イメージ]



<対象税目> 事業税、不動産取得税、固定資産税 (事業税、固定資産税については、取得後3年間又は5年間の措置)

- <実績>
1. 根拠法律数 : 10 法律
 2. 平成 29 年度の減収補填額 : 124 億円

減収補填制度の見直し

地域再生法の改正に伴い、同法に基づく減収補填措置について、財政力要件の緩和、所要の規定の整備を行う。

スケジュール

地域再生法の一部を改正する法律の施行日 改正省令施行

地域再生法に基づく減収補填措置（現行）

1. 概要

地域再生法に基づき、本社機能の地方への移転、地方にある本社機能の強化を行う企業に対して、地方団体が地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の又は不均一課税を行った場合、その減収に対して地方交付税により補填措置を講じる。

（平成27年度に制度創設）

2. 要件等

		移転型	拡充型
支援対象		企業の本社機能 ^{※1} の全て又は一部に関する 東京23区から地方への移転	地方にある、企業の本社機能 ^{※1} の強化 （東京23区からの移転であるかどうかは問わない）
対象地域の要件		三大都市圏 ^{※2} を除く全ての地域	三大都市圏 ^{※2} を除く地域で、単独又は複数の市町村全体で概ね人口10万人以上の経済圏を構成している等の要件を満たす地域
減収補填	補填対象	【不均一課税】 事業税（3年間）、不動産取得税、固定資産税（3年間）	【不均一課税】 不動産取得税、固定資産税（3年間）
	補填率	事業税 1/2(1年目)、1/4(2年目)、1/8(3年目) 不動産取得税 10/10 固定資産税 4/4(1年目)、3/4(2年目)、2/4(3年目)	不動産取得税 10/10 固定資産税 3/3(1年目)、2/3(2年目)、1/3(3年目)
	財政力要件 ^{※4}	都道府県：財政力指数0.85未満(三大都市圏の都府県の平均) 市町村：財政力指数0.93未満(三大都市圏の市の平均)	都道府県：財政力指数0.47未満(都道府県の平均) 市町村：財政力指数0.74未満(三大都市圏を除く10万人以上の市の平均)

※1：本社機能とは、経営意思決定、経営資源管理（総務、経理、人事）、各種業務統括（研究開発、国際事業等）をいい、工場や当該地域の営業所等は含まない。

※2：首都圏整備法の「既成市街地」及び「近郊整備地帯」、近畿圏整備法の「既成都市区域」、中部圏整備法の「都市整備区域の一部」

※4：移転型の道府県及び市町村並びに拡充型の市町村について、財政力が全国平均以上の団体は補填率を割落とし

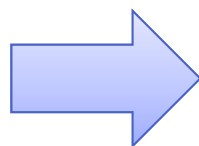
平成30年度改正方針

- 地域再生法については、東京一極集中の傾向が依然として継続している状況の中で、東京から地方への企業の本社機能移転等の加速化を図る観点から、移転型の支援対象地域に近畿圏及び中部圏の既成都市区域等を追加する等の法改正を予定。
- 減収補填措置については、東京一極集中の是正につながる支援を効果的に推進する観点から、適用期限を平成32年3月31日まで延長するとともに、移転型に係る以下の事項について拡充を予定。

◆対象地域

<現行>

三大都市圏の既成市街地等を除く地域



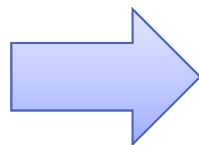
<改正後>

首都圏の既成市街地等を除く地域

◆補填対象

<現行>

不均一課税



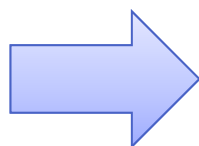
<改正後>

課税免除・不均一課税

◆財政力要件

<現行>

- ・ 都道府県：0.78未満
(三大都市圏の都府県の平均)
- ・ 市町村：0.90未満
(三大都市圏の市の平均)



<改正後>

- ・ 都道府県：0.85未満
(首都圏の都県の平均)
- ・ 市町村：0.93未満
(首都圏の市の平均)